

諮問第 110 号の答申
国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について（案）

本委員会は、諮問第 110 号による国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 計画の適否

平成 29 年 11 月 21 日付け諮問第 110 号「国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について」(以下「本計画」という。)を審議した結果、以下のとおり、調査回答者の匿名性及び学術研究等における有用性が確保されるものと認められることから、本計画で平成 7 年及び平成 25 年の国民生活基礎調査の匿名データを作成することは、適当である。

2 理由等

(1) 新規追加調査項目の匿名化措置

本計画では、平成 25 年調査において新規追加された「1 日平均睡眠時間」、「健康のために日頃実行している事柄」などの調査項目は、各回答欄の回答数が一定数存在するため、そのまま提供することにしている。

これについては、匿名性が確保され有用性が高まることから、適当である。

(2) 濟問第 76 号の答申(平成 27 年 1 月 29 日答申、府統委第 6 号。以下「前回答申」という。)における「今後の課題」への対応

国民生活基礎調査の匿名データ作成については、前回答申において、地域情報の付与及び再抽出の単位、所得票の内訳情報の提供について、今後の課題として指摘されていた。

ア 地域情報の付与及び再抽出の単位

前回答申においては、既存の匿名データは、調査対象数が少ないとから地域情報を削除しているが、地域情報は、公衆衛生や疫学分野の研究において、世帯員の情報同様、有用性が高いことから、今後、国民生活基礎調査の調査方法が変更される際には、リサンプリング等を検討し、地域情報の付与について検討する必要があるとされている。

本計画では、特定の県において、提供に耐えうる十分な抽出数が確保できないなどの問題があり、地域情報を付与したデータは提供できないとしている。

これについては、リサンプリングの方法により課題の解決が出来るのではないか、ダイレクト・リサンプリングが匿名性の確保や統計精度の観点から優れているとの意見があつたものの、このリサンプリングの再検討を、限られたリソースの中で、短時間に結論まで仕上げることは困難であることから、今回、本計画どおりにリサンプリングすることは、やむを得ない。

ただし、後述、「3 今後の課題」で示した内容で検討する必要がある。

イ 所得票の内訳情報の提供

前回答申においては、匿名データBに含まれる所得票の項目のうち、世帯の「総所得」については、所得格差等の研究のため、内訳情報の提供の検討が必要とされている。

本計画では、世帯総所得の中で大きな割合を占めている「雇用者所得」と「公的年金・恩給」について、世帯単位で提供することにしている。

これについては、世帯単位よりも細かい世帯員単位での所得に関する情報提供を望む意見もあるが、世帯単位の提供であっても社会保障や所得格差の研究に有益であり、世帯単位であれば匿名性が確保されることから、適当である。

3 今後の課題

国民生活基礎調査の匿名データは、これまで本体調査が採用している集落抽出法を重視したリサンプリング方法で作成されている。しかしながら、匿名性を十分に確保できる方法は他にもあるため、集落抽出をベースにしない方法も検討すべきである。

そのため、国民生活基礎調査の匿名データの作成については、外観識別項目の扱い方を整理し、匿名性の確保と統計精度向上など有用性の確保の観点から、世帯員単位での抽出を含めたリサンプリングの方法、地域情報付与の可能性、世帯員の所得情報提供の可能性などの匿名化手法等について検討する必要がある。その際、国民生活基礎調査の答申(平成28年1月21日答申、府統委第19号)において、非標本誤差の縮小に向けた更なる取組や回収率の向上に向けた調査方法の検討が指摘されていることに対する本体調査の検討状況を踏まえる必要がある。

なお、匿名化措置の情報提供の在り方についても検討する必要がある。